

利府町自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない
“いのち支え合う”利府町をめざして～



平成31年3月

利 府 町

はじめに



全国の自殺者数は、平成10年に初めて年間3万人を超え、その後も深刻な状況が続く中、国では、平成18年10月に「自殺対策基本法」を施行し、それにより自殺は、広く社会の問題と認識されるようになりました。しかし、自殺者数は年々減少の傾向にあるものの、毎年2万人を超える水準で推移しており、平成28年4月には、自殺対策基本法を改正し、各市町村に生きることの包括的な支援を基本理念とした地域自殺対策計画策定が義務づけられるとともに、平成29年7月には、「自殺総合大綱」が見直されております。

本町では、「はつらつ健康利府プラン」に基づき、こころの健康づくりに関する取り組みを実施し、「心がかよい、健康とやさしさをはぐくむまちづくり」を進めてまいりましたが、毎年尊い命が失われている現状にあり、一人ひとりの尊い「いのち」が大切にされるとともに、誰も自殺に追い込まれることのない包括的な自殺対策が求められております。

自殺の多くは、その背景に精神保健上の問題だけではなく、様々な社会的要因から、危機的状況にまで追い込まれた末の死ということが言われており、行政、保健、福祉、教育など様々な機関が連携し、生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やしていくことが重要な課題となっております。

このことから、本町では「～誰も自殺に追い込まれることのない“いのち支え合う”利府町をめざして～」を基本理念とした「利府町自殺対策計画」を策定いたしました。

この計画では、本町における自殺対策を総合的に推進するための具体的な施策を定めており、今後は本計画に基づいて、関係機関・団体との連携を一層強化しながら、「自殺は防ぐことができる」という信念のもとに、総合的な対策に取り組んでまいります。

平成31年3月

利府町長 熊谷 大 ゆたか

◇◆◇ 目次 ◇◆◇

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の数値目標	3

第2章 利府町の自殺の現状と課題

1 自殺の現状	4
2 各種統計から見た町の現状	9
3 自殺対策の課題	15

第3章 自殺対策の基本的な考え方

1 基本理念	16
2 基本体系	17

第4章 自殺対策における取り組み

1 5つの基本施策	18
2 4つの重点項目	25
3 評価指標	30

第5章 自殺対策の推進体制等

1 計画の推進にあたって	31
2 計画の推進体制	31
3 関係機関の役割分担	32

資料編

・町の自殺対策関連事業一覧(生きる支援関連施策)	33
・利府町自殺対策推進本部設置要綱	39
・利府町自殺対策推進本部員名簿	41
・利府町自殺対策推進本部ワーキンググループ委員名簿	42
・利府町自殺対策計画策定経過	43
・自殺のサイン(自殺予防の十箇条)	

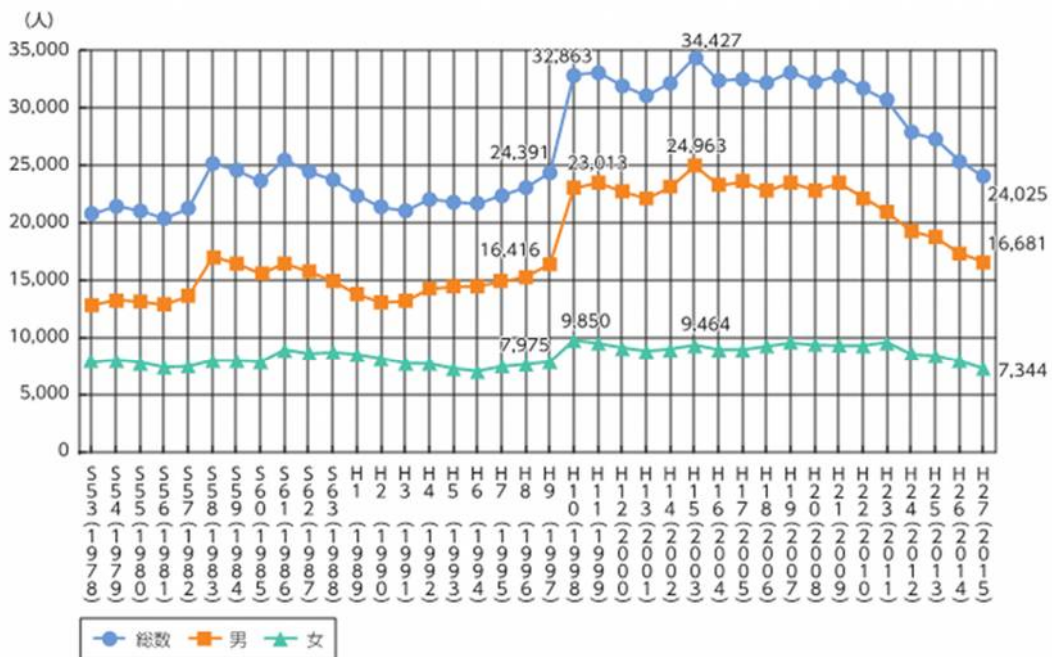
第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

全国の年間自殺者数は、平成10年に急増して以来、14年連続して3万人を超えるという深刻な状況が続いていましたが、現在では平成10年以前の水準にまで戻っています。しかし、依然として2万人を超える方々が自ら尊い命を絶たれている事実が変わりではなく、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。自殺対策を更に推進していくため、平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が明記されるとともに、全ての市町村に「自殺対策計画」の策定が義務付けられました。

本町では、これまで「はつらつ健康利府プラン(2017(平成29)年度から2023年度)」で相談体制の充実やうつ病・自殺予防対策、地域のネットワークの構築などの取り組みを進めてきましたが、更なる自殺対策を推進していくため、町長を本部長とした「利府町自殺対策推進本部」を設置するとともに、自殺対策計画を策定し、「生きることの包括的な支援」として、地域全体で自殺対策に取り組み、「誰も自殺に追い込まれることのない“いのち支え合う”利府町」の実現を目指します。

我が国の自殺者数の推移



資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

2 計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村地域自殺対策計画」であり、同法の基本理念や「自殺総合対策大綱」の基本認識や方針を踏まえ、本町の状況に応じた自殺対策を進めるための方向性や目標を定めるための計画として策定します。また、「利府町総合計画」を上位計画とし、「はつらつ健康利府プラン」や各種計画との整合性を図ります。

自殺対策基本法

第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。



3 計画の期間

国は自殺総合対策大綱において、自殺対策の数値目標を2026年までに達成するとしており、さらに、おおむね5年を目途に大綱の見直しを行うとしています。

また、宮城県は宮城県自死対策計画の計画期間を2018(平成30)年度から2026年度までとし、中間年度のほか、必要に応じた見直しを行うとしています。

これらのことを踏まえ、本計画期間は、2019(平成31)年度から2026年度までとし、自殺総合対策大綱及び宮城県自死対策計画の見直しに合わせて、必要に応じて見直しを行うこととします。



4 計画の数値目標

計画の数値目標は、2026年までに自殺率を10.0以下とします。

国は、平成29年7月に閣議決定した自殺総合対策大綱において、2026年までに人口10万人当たりの自殺者数(以下「自殺率」という。)を、2015(平成27)年と比べて30%以上減らし13.0以下とすることを目標として定めました。このような国の方針を踏まえながら、本町の自殺対策計画の目指すべき目標値は、2016(平成28)年の自殺率16.5を、2026年までに、概ね30%減少の10.0以下を目指すこととします。

	現状	目標
	2016年(H28)	2026年
自殺率 (人口10万対)	16.5	10.0以下

※自殺率は、人口10万人当たりの自殺者数のことをいう。

(10万÷総人口×総自殺者数)

第2章 利府町の自殺の現状と課題

本計画の自殺の統計については、厚生労働省の「自殺の基礎資料」、自殺総合対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル」に基づいて作成しています。

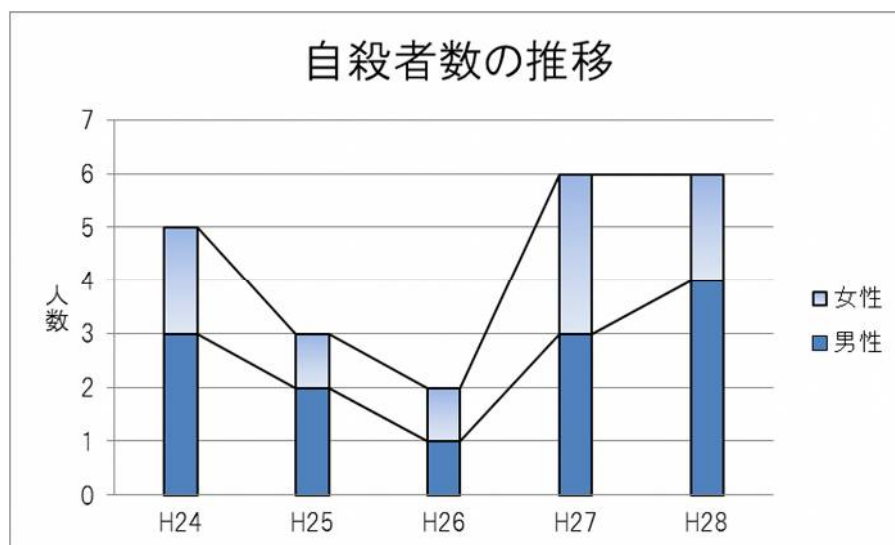
1 自殺の現状

(1) 自殺者数の推移

本町の年間自殺者数は、平成24年から平成28年までの5年間で22人、年平均で4.4人となっています。平成26年には2人まで減少しましたが、その後、毎年6人の自殺者となり増加の傾向にあります。

	H24	H25	H26	H27	H28	自殺者数 5年計	年平均
男性	3人	2人	1人	3人	4人	13人	2.6人
女性	2人	1人	1人	3人	2人	9人	1.8人
合計	5人	3人	2人	6人	6人	22人	4.4人

(自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」より)



	H24	H25	H26	H27	H28
利府町	5人	3人	2人	6人	6人
宮城県	503人	485人	505人	432人	441人
国	27,858人	27,283人	25,427人	24,025人	21,764人

(厚生労働省自殺対策推進室より)

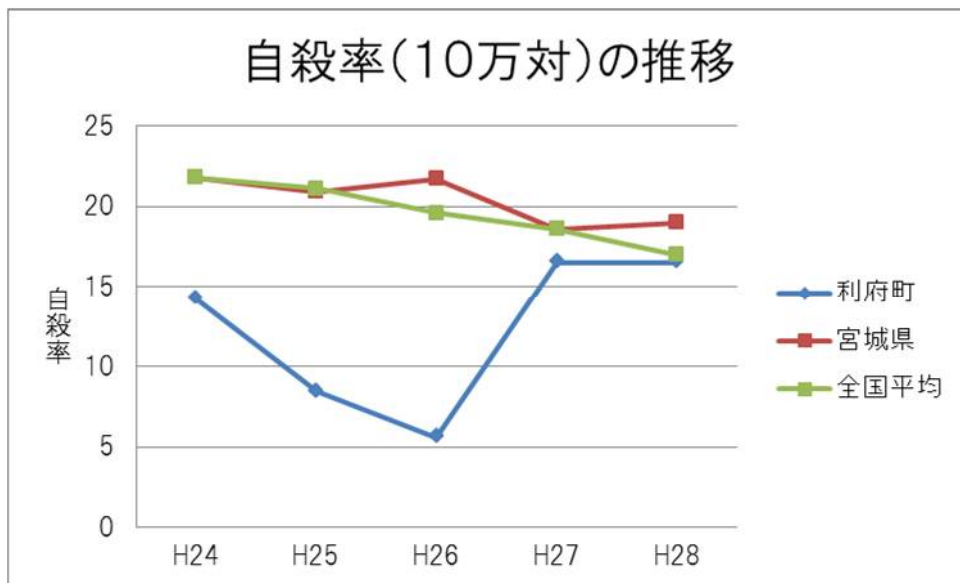
(2) 自殺率の推移(人口10万人の対自殺者数)

本町の自殺率は宮城県、全国平均に比べ低い状況にありますが、平成27年からは高止まりの傾向にあります。

	H24	H25	H26	H27	H28	自殺率 年平均
利府町	14.2	8.4	5.6	16.5	16.5	12.2
宮城県	21.8	20.9	21.7	18.6	19.0	20.4
全 国	21.8	21.1	19.6	18.6	17.0	19.6

(自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2017)」より)

※自殺率の母数(人口)は、平成27年国勢調査を基に自殺総合対策推進センターにて推計した数値を利用



(3) 性別・年代別の自殺者数及び割合

平成24年から平成28年までの本町における自殺者については、性別・年代別で見ると、男性は40歳代の働き盛りに自殺者が多い状況にあり、女性は70歳以上の高齢者に多くなっています。

	20歳未満	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-79	80歳以上	計
男性	0人	2人	1人	5人	2人	2人	1人	0人	13人
	-	9.1%	4.5%	22.7%	9.1%	9.1%	4.6%	-	59.1%
女性	0人	0人	0人	0人	3人	0人	2人	4人	9人
	-	-	-	-	13.6%	-	9.1%	18.2%	40.9%
計	0	2	1	5	5	2	3	4	22

(自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2017)」より)

(4) 自殺者の特徴

本町の自殺者の平成24年から平成28年までの5年間の累計では、自殺で亡くなる人の割合が多い属性(性別・年齢・職業・同居人の有無)の上位5区分は、下の表のとおりです。

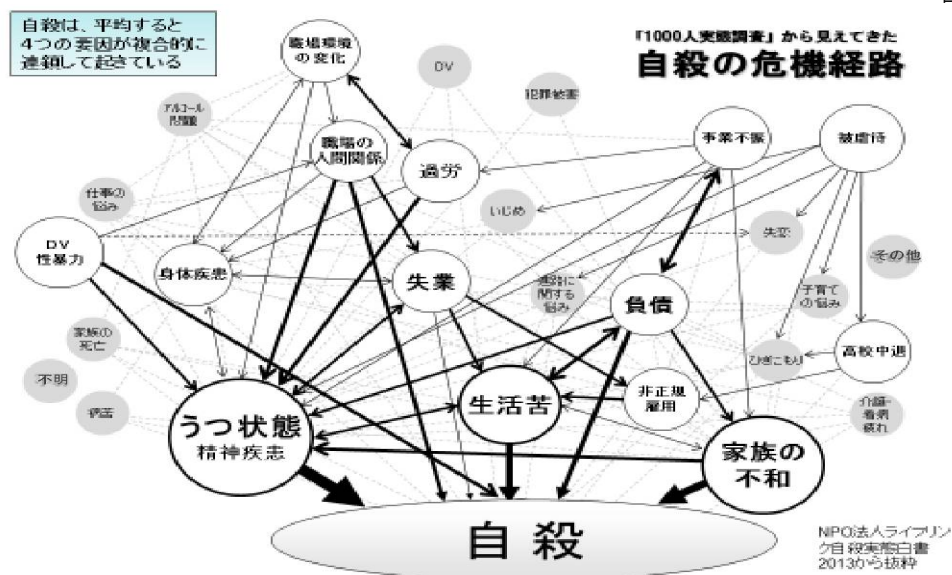
※順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順としています。

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率 (10万対)	背景にある主な 自殺の危機経路
1位 女性:60歳以上:無職:同居	4人	18.2%	20.4	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
2位 男性:40~59歳:有職:同居	4人	18.2%	18.5	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位 女性:40~59歳:無職:同居	3人	13.6%	21.8	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺
4位 男性:40~59歳:無職:独居	2人	9.1%	1068.6	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
5位 女性:60歳以上:無職:独居	2人	9.1%	80.7	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

(自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2017)」より)

※「背景にある主な自殺の危機経路(図1参照)」は、自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考とし、生活状況別の自殺に多くみられる全国的な自殺の危機経路を例示しています。自殺対策において直前の「原因・動機」のさらに背景にある様々な要因に対応することが求められています。示された経路は一例です。

図1



(5) 有職者の自殺者数

① 有職者の自殺割合

本町の有職者の自殺の割合をみると、「自営業：家族従業者」に比べ、「被雇用者：勤め人」の割合が高くなっていますが、全国割合との比較では、「自営業：家族従業者」の割合が高くなっています。

職業	自殺者数 5年計	割合	全国割合
自営業・家族従業者	2人	28.6%	21.4%
被雇用者・勤め人	5人	71.4%	78.6%
合計	7人	100.0%	100.0%

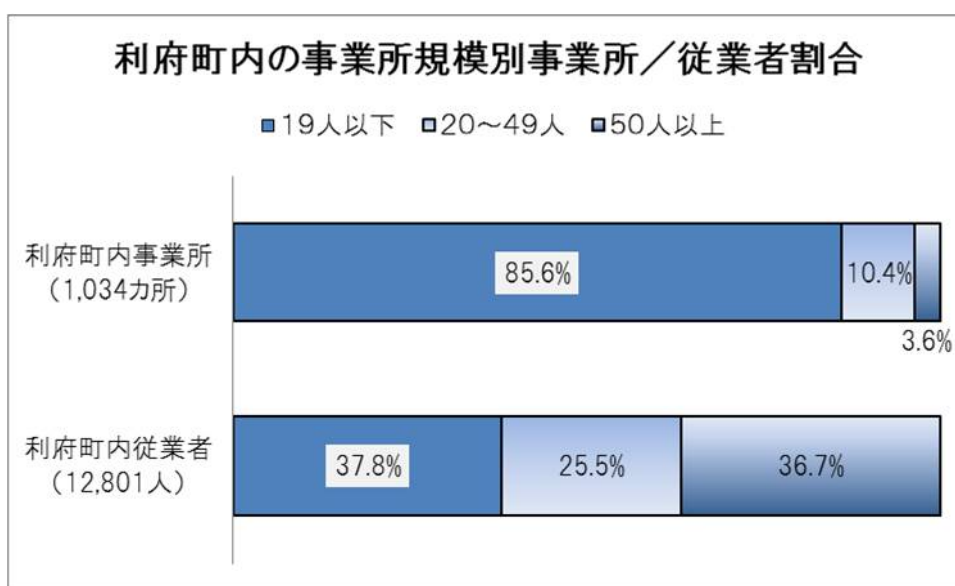
(自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2017)」より)

② 町内の事業所規模別割合

労働者数50人未満の小規模事業所ではメンタルヘルス対策に遅れがあることが指摘されていますが、本町では9割以上が小規模事業所となっています。

	総数	1～4 人	5～9 人	10～ 19人	20～ 29人	30～ 49人	50～ 99人	100人 以上	出向・ 派遣従 業者の み
事業 所数	1,034 カ所	486 カ所	223 カ所	176 カ所	60 カ所	48 カ所	19 カ所	18 カ所	4 カ所
従業 者数	12,801 人	1,058 人	1,444 人	2,342 人	1,459 人	1,804 人	1,305 人	3,389 人	-

(平成26年経済センサス-基礎調査より)



(平成26年経済センサス-基礎調査より)

(6) 高齢者の自殺者数

本町では、60歳以上の自殺者の割合は、平成24年から平成28年の5年間で全体の約4割を占めています。65歳以上高齢者の多くが無職であり、性・年代別、同居者の有無については次のとおりとなっています。

性別	年齢階級	同居人の有無(人数)		同居人の有無(割合)		全国割合	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	2人	0人	22.2%	0.0%	18.1%	10.7%
	70歳代	0人	1人	0.0%	11.1%	15.2%	6.0%
	80歳以上	0人	0人	0.0%	0.0%	10.0%	3.3%
女性	60歳代	0人	0人	0.0%	0.0%	10.0%	3.3%
	70歳代	2人	0人	22.2%	0.0%	9.1%	3.7%
	80歳以上	2人	2人	22.2%	22.2%	7.4%	3.2%

(自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2017)」より)

(7) 発見地での自殺者数

本町で発見された町外に住居を持つ自殺者は、平成24年から平成28年までの5年間で8人となっていますが、平成25年と平成26年に発見された以外に、近年での自殺者はありません。

	H24	H25	H26	H27	H28	合計	集計 (発見地/住居地)	
発見地	5人	7人	6人	6人	6人	30人	比較	136%
住居地	5人	3人	2人	6人	6人	22人		
差	0人	4人	4人	0人	0人	8人	差	+8

(自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2017)」より)

※発見地…利府町内で発見された自殺者数(町民以外も含む)

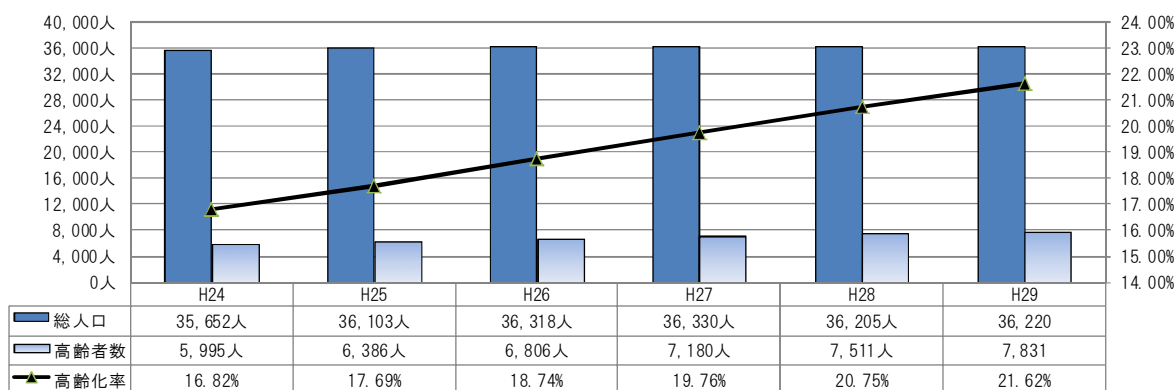
住居地…利府町に居住していた(居住実態があった)自殺者数

2 各種統計から見た町の現状

(1) 高齢者関連資料

① 高齢化率の推移

平成24年から平成27年までの総人口と高齢化率をみると、どちらも増加傾向にあります。



(宮城県高齢者人口調査より)

② 世帯の状況

高齢者単身世帯数、高齢者2人暮らし世帯数は増加傾向で推移してきています。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
総人口	35,652人	36,103人	36,318人	36,330人	36,205人	36,220人
高齢者数	5,995人	6,386人	6,806人	7,180人	7,511人	7,831人
高齢化率	16.82%	17.69%	18.74%	19.76%	20.75%	21.62%
総世帯数 (A)	12,165世帯	12,489世帯	12,785世帯	12,949世帯	13,091世帯	13,230世帯
高齢者のいる総世帯数 (F)	4,110世帯	4,336世帯	4,601世帯	4,885世帯	5,099世帯	5,242世帯
比率 (F/A)	33.79%	34.72%	35.99%	37.72%	38.95%	39.62%
高齢者単身世帯 (B)	728世帯	819世帯	912世帯	1,046世帯	1,106世帯	1,109世帯
比率 (B/A)	5.98%	6.56%	7.13%	8.08%	8.45%	8.38%
高齢者2人暮らし世帯 (C)	849世帯	947世帯	1,045世帯	1,166世帯	1,277世帯	1,384世帯
比率 (C/A)	6.98%	7.58%	8.17%	9.00%	9.75%	10.46%
高齢者3人以上世帯 (D)	24世帯	29世帯	37世帯	47世帯	48世帯	46世帯
比率 (D/A)	0.20%	0.23%	0.29%	0.36%	0.37%	0.35%
高齢者のいるその他世帯 (E)	2,509世帯	2,541世帯	2,607世帯	2,626世帯	2,668世帯	2,703世帯
比率 (E/A)	20.62%	20.35%	20.39%	20.28%	20.38%	20.43%

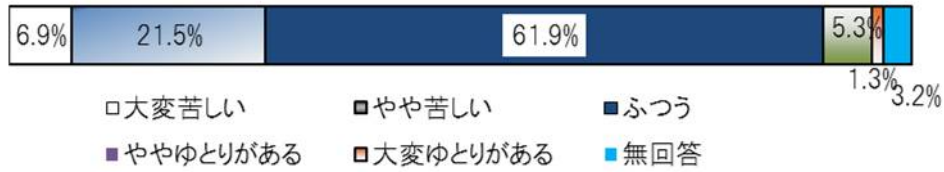
(宮城県高齢者人口調査より)

③ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果から見た現状等

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

平成29年2月に利府町に居住する65歳以上の介護未認定の方と要支援認定者2,000人を対象とし実施した調査。

- 経済的に見た現在の暮らし状況で「大変苦しい」、「やや苦しい」と答えた方の割合は28.4%でした。



- 週に1回以上の外出を「ほとんどしない」と答えた方の割合は6.3%でした。



- 地域活動に「是非参加したい」、「参加しても良い」と答えた方の割合は58.8%でした。



(2)生活困窮者関連資料

①生活相談受付数

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
相談数	50件	48件	50件	53件	46件	38件

(福祉班より)

②生活保護受給状況

●被保護世帯数・人員

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
世帯数	81世帯	85世帯	81世帯	97世帯	73世帯	76世帯
人員	131人	135人	123人	107人	97人	106人

(宮城県保健福祉事務所より)

●被保護世帯内訳

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
高齢者世帯	39世帯	40世帯	42世帯	41世帯	43世帯	43世帯
母子世帯	4世帯	3世帯	3世帯	2世帯	2世帯	3世帯
障害者世帯	4世帯	6世帯	4世帯	6世帯	7世帯	9世帯
傷病者世帯	6世帯	6世帯	8世帯	8世帯	6世帯	6世帯
その他世帯	28世帯	30世帯	24世帯	19世帯	15世帯	15世帯

(宮城県保健福祉事務所より)

③就学援助

●要保護及び準要保護児童生徒就学援助費(ひとり親・低所得世帯等への援助)

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
人数	214人	172人	173人	162人	140人	145人
実績額	14,438,886円	11,156,541円	11,286,015円	12,459,925円	10,851,414円	12,232,011円

(学校教育班より)

(3) 働き盛り世代関連資料

① 就業状況

全労働人口に占める産業分類別では、「卸売業、小売業」の割合が一番高く18.6%となっています。続いて、「製造業(11.8%)」、「建設業(11.1%)」、「医療福祉(11.1%)」の順となっています。

また、全労働人口に占める65歳以上の高齢者の割合は8.5%となっています。このうち、「建設業」に従事している割合が最も多く229人(15.4%)となっており、続いて、「サービス業(14.0%)」、「卸売業、小売業(12.5%)」、「農業(10.4%)」の順となっています。

産業分類別		全労働人口		65歳以上労働人口		
		人数	割合	人数	全労働人口に占める割合	65歳以上労働人口に占める割合
総数		17,643人	100.0%	1,491人	8.5%	100.0%
第1次	農業	305人	1.7%	155人	0.9%	10.4%
	林業	7人	0.0%	1人	0.0%	0.1%
	漁業	24人	0.1%	10人	0.1%	0.7%
第2次	鉱業、採石業、砂利採取業	3人	0.0%	1人	0.0%	0.1%
	建設業	1,950人	11.1%	229人	1.3%	15.4%
	製造業	2,077人	11.8%	109人	0.6%	7.3%
第3次	電気・ガス・熱供給・水道業	139人	0.8%	4人	0.0%	0.3%
	情報通信業	332人	1.9%	12人	0.1%	0.8%
	運輸業、郵便業	1,463人	8.3%	134人	0.8%	9.0%
	卸売業、小売業	3,282人	18.6%	186人	1.1%	12.5%
	金融業、保険業	327人	1.9%	15人	0.1%	1.0%
	不動産業、物品賃貸業	298人	1.7%	47人	0.3%	3.2%
	学術研究専門技術・技術サービス業	499人	2.8%	44人	0.2%	3.0%
	宿泊業、飲食サービス行	892人	5.1%	69人	0.4%	4.6%
	生活関連サービス業、娯楽業	669人	3.8%	60人	0.3%	4.0%
	教育、学習支援業	1,002人	5.7%	58人	0.3%	3.9%
	医療福祉	1,958人	11.1%	77人	0.4%	5.2%
	複合サービス事業	118人	0.7%	3人	0.0%	0.2%
	サービス業	1,223人	6.9%	209人	1.2%	14.0%
	公務	854人	4.8%	36人	0.2%	2.4%
その他	221人	1.3%	32人	0.2%	2.1%	

(利府町統計書より)

(4) 子ども・若者関連資料

① 出生数と総人口に占める子ども(15歳未満)の割合

本町の出生数は年間300人前後で推移しており、ここ数年は横ばい状況となっています。また、子どもの割合については、全国や県平均と比べ、比較的高い数値となっており、若い子育て世代が多いことが判断できます。

ア 出生数

年	H24	H25	H26	H27	H28
利府町	315人	285人	299人	278人	294人

(子ども未来班より)

イ 合計特殊出生率

年度	H24	H25	H26	H27	H28
全国	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44
宮城県	1.30	1.34	1.30	1.36	1.34
利府町	1.37	1.32	1.32	1.31	1.34

※合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の出生率を合計したもので、人口統計上の指標として将来の人口予測などに用いられている。死亡率を含めて考えると、合計特殊出生率が2.07以上であることが現在の人口を維持するための必要条件といわれる。

(子ども未来班より)

ウ 総人口に占める子ども(15歳未満)の割合

年度	H24	H25	H26	H27	H28
全国	13.0%	12.9%	12.8%	12.5%	12.4%
宮城県	13.0%	12.9%	12.7%	12.4%	12.2%
利府町	16.0%	15.7%	15.7%	15.6%	15.4%

※全国、宮城県は各年10月1日現在、本町分は各年9月30日現在
※総人口は外国人を含む。

(子ども未来班より)

② 小学校就学児童数の推移

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
利府 小学校	584人	602人	633人	638人	614人	607人	582人
利府第二 小学校	355人	363人	370人	364人	354人	370人	380人
利府第三 小学校	334人	323人	358人	384人	385人	396人	390人
しらかし台 小学校	323人	308人	289人	277人	286人	291人	290人
青山 小学校	351人	347人	341人	341人	344人	333人	335人
菅谷台 小学校	416人	416人	416人	400人	359人	333人	317人
合計	2,363人	2,359人	2,407人	2,404人	2,342人	2,330人	2,294人

(学校教育班より)

3 自殺対策の課題

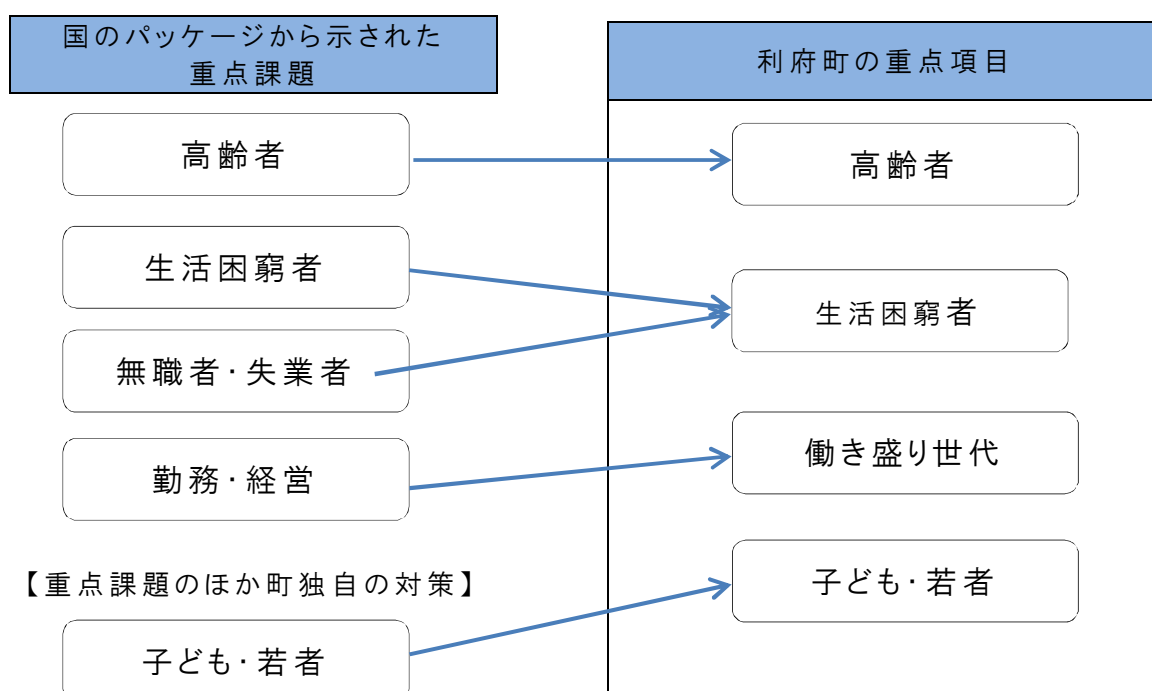
自殺対策計画の策定に必要とされる、地域の実態の分析及び地域の課題の把握のための「地域自殺実態プロフィール」からは、次のような本町の特性や課題が示されています。

- 自殺率は、平成24年から平成28年までの5年間の平均が12.2%で全国や宮城県よりも低いですが、近年は増加の傾向にある。
- 男性は、40歳から59歳までの働き盛りの年代に自殺者が多くなっている。失業や職場の人間関係などが要因となっている。
- 女性は、家族と同居の無職者に自殺者が多い。さらに70歳以上の高齢者に自殺者が多くなっている。
- 男女ともに、うつ病による悩み・影響を原因、動機とする自殺も多く、うつ病に至るまでの危機経路にも着目する必要がある。(平均4つの要因が連鎖する中で自殺が起きている。)

上記のデータ分析により、本町では、「高齢者」・「生活困窮者」・「無職者・失業者」・「勤務・経営」に係る自殺対策の取り組みが重点課題として挙げられています。

また、本町の特性として子どもの割合(15歳未満)が全国平均に比べ高く、子どものいじめや不登校、若者の自殺などの社会問題への未然防止対策が求められることから「子ども・若者」への取り組みについても、本町独自の課題として追加整理し、次の4つを本町の重要項目とし、それぞれの課題に係る施策を推進していきます。

【参考】重点課題の整理



1 基本理念

自殺総合対策大綱では、自殺対策の本質が生きることの支援であることを改めて確認し、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すとしています。本町においても、「～誰も自殺に追い込まれることのない“いのち支え合う”利府町をめざして～」を基本理念とし、全庁的連携のもと、関係機関・団体との連携を図りながら、自殺対策を推進していきます。

基本理念

～誰も自殺に追い込まれることのない
“いのち支え合う”利府町をめざして～

2 基本体系

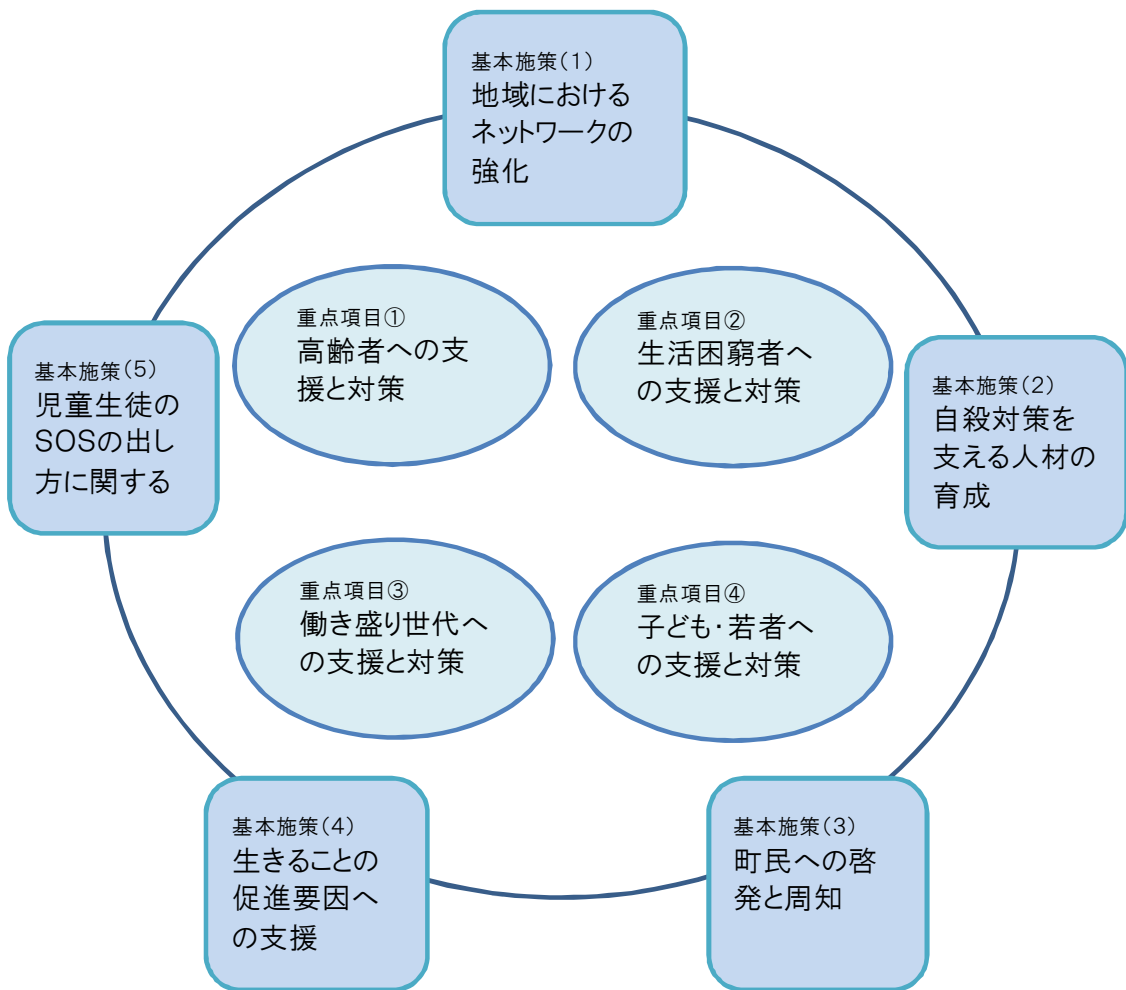
本町の自殺対策計画の基本的な考え方は、自殺総合対策大綱における基本理念の基に、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた5つの「基本施策」と、地域の自殺の実態を詳細に分析した地域自殺実態プロファイルにより示された4つの「重点項目」を組み合わせ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していきます。また、庁内の多様な既存事業を生きることを支える取り組みと位置付け、より包括的・全庁的に自殺対策を推進していきます。

5つの「基本施策」

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 町民への啓発と周知
- (4) 生きることの促進要因への支援
- (5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

4つの「重点項目」

- ① 高齢者への支援と対策
- ② 生活困窮者への支援と対策
- ③ 働き盛り世代への支援と対策
- ④ 子ども・若者への支援と対策



第4章

自殺対策における取り組み

1 5つの基本施策

5つの基本施策とは、国が示した「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組む必要があるとされており、地域で自殺対策を進める上で欠かすことができない基盤的な取り組みとなります。

5つの「基本施策」

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 町民への啓発と周知
- (4) 生きることの促進要因への支援
- (5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などの様々な要因が関係しているものであり、それらに適切に対応するためには、地域の多様な関係者が連携、協力して、実効性のある施策を推進していくことが大変重要となります。このため、自殺対策に係る相談支援機関等の連携を図り、ネットワークの強化を進めます。

【主な取り組み・担当部署】

利府町自殺対策推進本部の設置	
利府町役場内において、全庁を挙げて横断的な自殺対策に取り組むため、町長をトップとした全所属長で構成する推進本部と、専門的な検討及び調査を行い、自殺対策事業の円滑かつ効率的な推進に資するため、ワーキンググループを設置します。	健康づくり班
行政区長会議、民生委員会における普及促進	
各地域における会議等において、本町の自殺の現状と対策についての情報提供や、身近な人の変化を察知し専門機関につなぐことができるゲートキーパーの役割について啓発し、住民同士で支え合いと見守りができる体制づくりを推進します。	福祉班 地域協働班
利府町いじめ問題対策連絡協議会との連携	
利府町いじめ防止基本方針に基づき、児童生徒のいじめの防止、早期発見及びいじめへの対処に関する対策を推進するとともに、資料による啓発や研修の実施などにより、構成団体との自殺対策の情報共有を図ります。	学校教育班

利府町子どもの保護に関する地域協議会における普及啓発	
児童虐待は、子どもの心身の発達と人格の形成に重大な影響を与え、自殺のリスク要因となり得るとの認識のもと、情報共有を図るとともに、「児童虐待防止推進月間」等の機会を活用しながら広報・啓発を図ります。	子ども未来班
利府町自殺対策ネットワーク会議の設置	
保健、医療、福祉、職域、教育、民間ボランティア等の幅広い関係機関や団体で構成される会議であり、生活支援は自殺対策であるという観点を持ち、関係機関が連携し、役割分担を明確にして対象者が抱える複合的課題に関する具体的な対応策を協議検討します。	健康づくり班

【評価指標】

指標の内容	現状値	目標値等
利府町自殺対策推進本部会議開催回数	4回／年 (策定時)	1回以上／年
利府町自殺対策ネットワーク会議開催回数	未実施	1回／年

(2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺のリスクの高い人の早期発見と早期対応のため、自殺の危険を示すサインに気づき、話を聴いて、見守りながら必要な相談、支援機関につなぐ役割を担う人材（ゲートキーパー等）の養成を進めます。また、地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材養成や関係機関の相談員の資質向上を図ります。

【主な取り組み・担当部署】

(町民対象)ゲートキーパー養成講座及びフォローアップ研修会の開催	
住民に身近な地区レベルで多くの人材が必要とされており、町民向けの養成講座を開催して地区レベルでの人材確保を図ります。	健康づくり班
(関係団体対象)ゲートキーパー研修の開催	
地域住民に身近な存在である民生児童委員をはじめ、保健協力員、食生活改善推進員、介護支援専門員、保育士等を対象に研修会を開催し、人材確保を図ります。	健康づくり班 福祉班 長寿介護班 学校教育班 子ども支援班

(教職員対象)ゲートキーパー研修の開催	
児童生徒と日々接している教職員に対し、子どもが出したSOSのサインについていち早く気づき、どのように受け止めるかなどについての理解を深めるための研修会を開催します。	学校教育班
(企業対象)小規模事業所の管理職向けゲートキーパー研修の開催	
町内の勤労者の多くが小規模事業所に勤務している状況にあるため、その管理職等を職場のゲートキーパーと位置づけ、従業員のメンタルヘルスに関する研修会を開催します。	健康づくり班 商工観光班
(町職員対象)ゲートキーパー研修の開催	
庁内の窓口業務や相談、徴収業務等の際に、早期発見のサインに気づくことができるよう、また、全庁的な取り組み意識を高めるため、管理職を含め、全職員を対象とした研修会を開催します。	健康づくり班 総務管理班

【評価指標】

指標の内容	現状値	目標値等
ゲートキーパー養成講座及びフォローアップ研修会の開催回数	1回／年	2回／年
町職員のゲートキーパー研修の受講者割合	未実施	全職員の50%以上

※悩みを抱えている方を地域で支える人材を、本町では「こころのサポーター」と称しておりますが、本計画では国に合わせて「ゲートキーパー」と表記しております。

(3)町民への啓発と周知

自殺を考えている人は悩みながらもサインを発しています。自殺を防ぐためには、このようなサインを発している本人やそのサインに気づいた周りの人が気軽に悩みを相談できる体制が十分に周知されていることが重要です。このため、地域、職場及び学校等において、こころの健康に関する相談窓口の周知活動を徹底し、早い段階で専門機関につなげていく体制を整えます。また、いまだに自殺や精神疾患に対する誤った認識が根強く残っており、引き続き正しい認識を広げるための啓発活動が必要です。

【主な取り組み・担当部署】

リーフレット・啓発グッズの作成と配布	
相談窓口一覧を記したチラシと、こころのチェックカード入りのポケットティッシュ等の配布を行い、自殺予防と早期発見の啓発を行います。	全班

広報媒体を活用した啓発活動	
<p>町の広報紙やホームページに、自殺対策強化月間(3月)や自殺予防週間(9月)等に合わせて、自殺対策の情報を掲載し、施策の周知と理解促進を図ります。</p> <p>町のホームページでは、セルフチェックができるこころの体温計や、こころの健康関連の専門サイトへのリンクなど、情報内容を充実して啓発活動を強化します。</p>	総務管理班 健康づくり班
出前講座やイベント等での啓発活動の実施	
<p>健康福祉等に関するイベント会場において、周知グッズの配布や相談コーナーの開設等を行い、啓発を強化します。また、町民向けの出前講座において、ゲートキーパーや自殺とうつ病・アルコールとの関連、メンタルセルフケアの方法等について学ぶ機会を増やします。</p>	健康づくり班
各種会議等での啓発活動の実施	
<p>各種会議、総会、式典等において、チラシやパンフレットを配布し、町民が抱える問題や自殺の危機等に関する情報を提供することで、理解を深めてもらう機会とします。</p>	全班
「こころの体温計」での啓発活動の実施	
<p>パソコンや携帯電話を使って、簡単にストレス度や落ち込み度を気軽にチェックできるメンタルチェックシステム「こころの体温計」の活用を図ります。早期に家族や本人のこころの健康に関するストレスチェックを行うことで、早い段階で専門機関につなげていけるよう周知を図ります。</p>	健康づくり班

【評価指標】

指標の内容	現状値	目標値等
町広報紙での啓発回数	1回／年	2回／年
「こころの体温計」の利用件数	9,169件／年 (H30.11末現在)	11,000件／年

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行うことにより、自殺リスクを低下させる方向で推進していく必要があります。このため、具体的には、生活上の困り事を察知し関係者連携で解決を図る支援、自殺未遂者や遺された人への支援や孤立を防ぐための居場所づくり、うつ病等のスクリーニング事業などを進めていきます。

【主な取り組み・担当部署】

うつ病等のスクリーニングの充実	
<p>地区健康相談や、一人二人暮らし高齢者訪問の機会を活用して、うつ等の可能性のある人の早期発見に努め、個別の支援につなげます。また、不安の強い妊婦や出産後間もない産婦については、産後うつ等の早期発見のため、産後うつスクリーニングや個別面談を実施して、初期段階における支援につなげます。</p>	<p>健康づくり班 福祉班 長寿介護班</p>
生活における困りごと相談の充実	
<p>それぞれの年代や生活状況によって生じてくる様々な困りごと（健康、子育て、介護、生活困窮、DV、住まい等）に応じて、緊密な連携を図りながら相談対応と問題解決に当たります。</p>	<p>健康づくり班 福祉班 長寿介護班 施設管理班</p>
障がい者地域活動支援センター事業の実施	
<p>外出して人と接することや日常生活の訓練を通して社会参加していくことを目的とした事業を継続し、社会生活上のストレスとうまくつき合い生活できるよう支援を行います。</p>	<p>福祉班</p>
保健師による相談事業の実施	
<p>訪問、来所、電話などによる相談や心の健康や精神疾患の正しい知識の普及啓発等により、精神疾患を抱える本人やその家族への支援を行います。</p>	<p>健康づくり班</p>
高齢者の居場所づくりの推進	
<p>高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、自由に集い、交流することを通じて、高齢者の孤立化や閉じこもりの防止に努めます。また、地域の住民や団体が主体となって設置運営している地域における身近な居場所づくりの活動等に要する経費について補助金を交付する高齢者居場所づくり活動支援事業などに取り組みます。</p>	<p>長寿介護班</p>
うつ病以外の精神疾患等のハイリスク者対策の推進	
<p>うつ病以外の精神疾患である統合失調症、アルコール依存症等の自殺の危険因子を抱えたハイリスク者に対する継続的な治療・援助体制や、地域での関係機関・団体の連携体制を強化します。</p>	<p>健康づくり班</p>
身体の病気に関する悩みに対する支援	
<p>生活習慣病、難病、がん、認知症といった健康問題の背景にうつ病などの精神疾患が隠れている場合があることから、地域の医療機関やその他の関係機関と連携し、身体面・経済面などの不安感の軽減を図ります。</p>	<p>健康づくり班 福祉班 長寿介護班</p>
心のケアハウス事業の実施	
<p>登校が困難な状況になっている児童生徒及び保護者に対し、学校復帰や社会的自立を目指す居場所づくりを目的として心のケアハウス事業を実施します。</p>	<p>学校教育班</p>

災害被災者への支援	
大規模災害の被災者は、さまざまなストレス要因を抱えることになるため、孤立防止や心のケアのみならず、生活再建に向けた支援を中長期にわたって実施します。	健康づくり班
遺された人への支援	
自殺により残された家族は相当深刻な影響を受けていることが多く、県で実施する支援などの周知に努めるとともに個別の支援を行います。	健康づくり班

【評価指標】

指標の内容	現状値	目標値等
生活相談件数	31件(H30.11現在)	45件/年
高齢者の居場所づくり活動支援事業の実施団体数	6団体/年	10団体/年

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

いじめを苦にした児童生徒の自殺が大きな社会問題となる中、平成28年4月の自殺対策基本法の改正では、学校におけるSOSの出し方教育の推進が盛り込まれました。このため本町でも、児童生徒が命の大切さを実感できる教育だけでなく、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらい時や苦しい時には助けを求めてもよいということを学ぶ教育(SOSの出し方教育)を行うことにより、直面する問題に対処する力やライフスキルを身に付けることができるよう取り組みます。

【主な取り組み・担当部署】

SOSの出し方に関する教育の実施	
小・中学校において、道徳の授業等を通して、命の大切さを実感できる教育の取り組みを行うとともに、いじめ等のさまざまな困難やストレスに直面した際に、信頼できる大人や相談機関に早めに助けの声を上げられるよう、具体的かつ実践的な教育を行います。	学校教育班
教職員向けゲートキーパー研修の実施(再掲)	
児童生徒と日々接している教職員に対し、子どもが出したSOSのサインについていち早く気づき、どのように受け止めるかなどについての理解を深めるための研修会を開催します。	学校教育班

保護者向けSOSの気づきの啓発	
児童生徒の保護者に対し、子どもが出したSOSのサインについていち早く気づき、どのように受け止め対処するかについて、理解を深めるための啓発パンフレットを作成し配布します。	学校教育班 健康づくり班
学校への専門家の派遣	
各学校へスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣を行い、学校生活やこころの健康に関する相談を受ける体制の充実を図ります。	学校教育班
心のケアハウス事業の実施(再掲)	
登校が困難な状況になっている児童生徒及び保護者に対し、学校復帰や社会的自立を目指す居場所づくりを目的として心のケアハウス事業を実施します。	学校教育班

【評価指標】

指標の内容	現状値	目標値等
SOSの出し方に関する教育の実施学校数	未実施	町内小中学校全校

2 4つの重点項目

地域の自殺の実態を詳細に分析した「地域自殺実態プロファイル」により、本町が取り組む必要があるとされた項目と、本町の地域の特性を組み合わせ、地域独自に進める実効性の高い取り組みを進めるため、4つの重点項目を掲げます。

4つの「重点項目」

- ① 高齢者への支援と対策
- ② 生活困窮者への支援と対策
- ③ 働き盛り世代への支援と対策
- ④ 子ども・若者への支援と対策

(1) 高齢者への支援と対策

高齢者の自殺については、閉じこもりや抑うつ状態から孤立・孤独に陥りやすいといった高齢者特有の課題を踏まえつつ、さまざまな背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。本町では、行政サービス、民間事業所サービス、民間団体の支援等を適切に活用し、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化といった生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。

【主な取り組み・担当部署】

地域での気づきと見守り体制の構築	
地域の身近な支援者（民生委員、保健協力員、行政区長等）が、地域の「ゲートキーパー」となることにより、さまざまな悩みのために自殺のリスクを抱えている高齢者を早期に発見し、適切な支援機関につなぐとともに、その後の見守りを続けていく体制を構築します。	健康づくり班 福祉班 長寿介護班 地域協働班
閉じこもり対策の推進（介護予防事業の実施）	
高齢者が、自宅に閉じこもらずに戸外に出かけ、地域の人との交流等により生きがいを感じられるよう、地域の行事や地区サロン等の居場所への参加を勧め、必要な時に適切な支援につなげるよう対策を進めます。	長寿介護班
健康教室での啓発活動	
高齢者を対象とした健康教室において、自殺とうつ病・アルコールとの関連やメンタルセルフケアの方法等について学ぶ機会を増やします。	長寿介護班

地区健康相談や一人二人暮らし高齢者訪問におけるうつスクリーニングの充実	
町が実施する地区健康相談や一人二人暮らし高齢者訪問において、うつスクリーニングを行い、リスクの早期発見と個別支援につなげます。	長寿介護班
介護問題を抱える家族の支援体制の構築	
介護ストレスを抱える家族の悩みを察知し、支援者で寄り添い、悩みの解決を目指します。介護施設職員を対象としたゲートキーパー養成講座の開催により、施設を利用する高齢者のうつ病等のリスクの早期発見と個別支援につなげます。	長寿介護班
高齢者の生きがいづくりの推進	
地域で活動している老人クラブやシルバー人材センターに対する活動支援のほか、高齢者が生涯にわたって学習意欲を持ち、自己実現を支援することを目的とした事業を実施します。	長寿介護班
訪問調査等を通じた本人・世帯状況の把握	
介護認定調査等の訪問機会を通して、高齢者本人やその家族を取り巻く状況を把握し、支援が必要と思われる場合には、それぞれの支援機関につなぐ役割を果たします。	長寿介護班

【評価指標】

指標の内容	現状値	目標値等
高齢者の居場所づくり活動支援事業の実施団体数(再掲)	6団体/年	10団体/年

(2) 生活困窮者への支援と対策

生活困窮者はその背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障害、発達障害、精神疾患、被災避難、介護、多重債務、労働等の多様かつ広範な問題を、複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて社会から孤立しやすいという傾向があります。また、生活困窮者の中には自殺のリスクを抱えている人が少なくない状況を踏まえ、生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業と連動させて効果的な対策を進めていきます。

【主な取り組み・担当部署】

包括的な相談支援体制の充実	
地域づくり推進事業において、生活困窮者等へ対する包括的な支援体制の充実を図り、関係者との連携により、自殺のリスクを抱えた人への「生きることへの包括的な支援」を実施します。	健康づくり班 福祉班 長寿介護班

医療費助成制度や就学援助制度の実施	
各種制度の実施を通して、医療費や教育費の負担の軽減を図ります。また、必要に応じて、対象範囲や実施方法の検討を行います。	保険年金班 学校教育班
生活困窮者の把握と支援	
町税及び各種料金徴収業務と連携した納税相談等から把握した生活問題について、関係機関と連携し生活困窮者の把握とその支援を行います。	収納対策班 学校教育班 子ども支援班 子ども未来班

【評価指標】

指標の内容	現状値	目標値等
生活相談件数(再掲)	31件(H30.11現在)	45件/年

(3)働き盛り世代への支援と対策

働き盛りの男性は、心理的、社会的にも負担を抱えることが多く、また過労、失業、病気、親の介護等により、心の健康を損ないやすいとされています。本町では、平成24年から平成28年までの自殺者の男性13人のうち、有職者は7人で53.8%を占め、そのうち20歳から59歳までの働き盛り世代は10人で、全自殺者数の42.4%となっていることから、勤務問題に係る自殺対策に取り組むことが主要な課題となっています。

特に、町内の事業所は、職場のストレスチェックが義務付けられていない従業員50人未満の小規模事業所が全体の85.6%を占めており、勤労者の63.3%が小規模事業所に勤務している状況にあります。このため、町としても積極的に職域や事業所との連携を図り、小規模事業所に勤務する従業員や管理監督者に対するメンタルヘルスの取り組みについて、産業保健と協力しながら、地域保健としても推進していきます。

【主な取り組み・担当部署】

小規模事業所の管理職向けゲートキーパー研修の開催(再掲)	
町内の勤労者の多くが小規模事業所に勤務している状況にあるため、その管理職等を職場のゲートキーパーと位置づけ、従業員のメンタルヘルスに関する研修会を開催します。	健康づくり班 商工観光班

小規模事業所の勤労者への啓発事業の強化	
<p>町内の小規模事業所の勤労者を対象として、うつ病や睡眠障害、飲酒リスク等に係る啓発事業を行います。</p> <p>働き盛り世代を主な対象とする、町の広報等を利用した、うつ病や睡眠障害、飲酒リスク等に係る啓発事業により、こころの健康リスクの早期発見を進めます。</p>	健康づくり班 商工観光班
家族等の気づきの促進と普及啓発	
<p>悩みを抱えた勤労者の心身の変調に、家族等の身近な人がいち早く気づくことができるよう、うつ病や自殺の危険を示すサインへの気づき方や、適切な相談窓口についての普及啓発を進めます。</p>	健康づくり班

【評価指標】

指標の内容	現状値	目標値等
小規模事業所の管理者向けのゲートキーパー研修の実施回数	未実施	1回／年

(4) 子ども・若者への支援と対策

子ども、若者の自殺については、平成24年から平成28年までの5年間で20歳未満は発生していませんが、子ども人口(15歳未満)の割合が、全国や県と比べ、非常に高い数値となっています。この年代は、成長発達過程であり、思春期や不登校、いじめなどといった子ども・若者特有の課題を踏まえつつ、さまざまな背景や価値観に対応した支援、働きかけを行います。

【主な取り組み・担当部署】

SOSの出し方に関する教育の実施(再掲)	
<p>小・中学校において、道徳の授業等を通して、命の大切さを実感できる教育の取り組みを行うとともに、いじめ等のさまざまな困難やストレスに直面した際に、信頼できる大人や相談機関に早めに助けの声を上げられるよう、具体的かつ実践的な教育を行います。</p>	学校教育班
子どもや保護者に関わる職種を対象としたゲートキーパー研修の実施	
<p>保育所・認定こども園、児童館、児童クラブ、小・中学校の職員等を対象に子どものSOSに気づき、対応できる技術をつける研修会を実施します。</p>	学校教育班 健康づくり班 子ども支援班 子ども未来班

生活状況に応じた対応策の推進	
若年層が抱えるさまざまな問題（不登校、就労問題、人間関係、いじめ、ひきこもり、虐待等）に対し、心のケアハウス、ひきこもり・思春期こころの相談、自立支援センター等の相談支援機関との連携を強化し、社会参加や就労等の個別支援を推進します。	学校教育班 健康づくり班 福祉班
児童生徒の居場所づくりの推進	
孤立しがちな児童生徒や、生活困窮世帯の子どもを対象とした居場所を兼ねた学習支援事業や子ども食堂の取り組み等を通じて、子どもたちの心の健康リスクの早期発見に努めます。	学校教育班 健康づくり班 福祉班 子ども未来班 生涯学習振興班
SOS相談カード等の配布	
すべての児童生徒に対して、無料で相談できるSOS相談窓口カードを配布して、リスクの回避を図ります。	学校教育班
心のケアハウス事業の実施（再掲）	
登校が困難な状況になっている児童生徒及び保護者に対し、学校復帰や社会的自立を目指す居場所づくりを目的として心のケアハウス事業を実施します。	学校教育班
成人式などのイベント時の啓発活動	
こころの健康づくり及び心配ごとの各種相談窓口リーフレット等を配布し、自分自身及び周囲の人のメンタルヘルスに関心を持つよう普及啓発を行います。	生涯学習振興班 健康づくり班
地方総合戦略推進事業 （利府町まち・ひと・しごと創造ステーション運営等業務）	
利府駅前に整備したtsumikiを拠点に、町への愛着の醸成やソーシャルビジネス等の創出、地域課題の解決に向け、地域経済の好循環を創出できる人材の発掘・育成等を図ります。	政策班

【評価指標】

指標の内容	現状値	目標値等
SOSの出し方に関する教育の実施学校数（再掲）	未実施	町内小中学校全校

3 評価指標

本計画の主な評価指標を次表のとおり掲げ、毎年度、その進捗状況を検証・評価し、利府町自殺対策推進本部会議、利府町自殺対策ネットワーク会議に報告の上、その後の取り組みについての協議を行い、PDCAサイクルにより計画を推進していきます。

※現状値は、平成30年度実績見込み(平成30年12月末時点から推定)による。

主な施策分野		指標の内容	現状値	目標値等
基本 本 施 策	1 地域におけるネットワークの強化	利府町自殺対策推進本部会議開催回数	4回/年 (策定時)	1回以上/年
		利府町自殺対策ネットワーク会議開催回数	未実施	1回/年
	2 自殺対策を支える人材の育成	ゲートキーパー養成講座及びフォローアップ研修会の開催回数	1回/年	2回/年
		町職員のゲートキーパー研修の受講者割合	未実施	全職員の50%以上
	3 町民への啓発と周知	町広報紙での啓発回数	1回/年	2回/年
		「こころの体温計」の利用件数	9,169件/年	11,000件/年
	4 生きることの促進要因への支援	生活相談件数	31件 (H30.11現在)	45件/年
		高齢者の居場所づくり活動支援事業の実施団体数	6団体/年	10団体/年
	5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	SOSの出し方に関する教育の実施学校数	未実施	町内小中学校全校
	重 点 項 目	1 高齢者への支援と対策	高齢者の居場所づくり活動支援事業の実施団体数(再掲)	6団体/年
2 生活困窮者への支援と対策		生活相談件数(再掲)	31件 (H30.11現在)	45件/年
3 働き盛り世代への支援と対策		小規模事業所の管理者向けのゲートキーパー研修の実施回数	未実施	1回/年
4 子ども・若者への支援と対策		SOSの出し方に関する教育の実施学校数(再掲)	未実施	町内小中学校全校

1 計画の推進にあたって

自殺対策は精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが必要であることから、全庁的な体制を構築するとともに、関係機関と連携し、事業の推進を図ります。

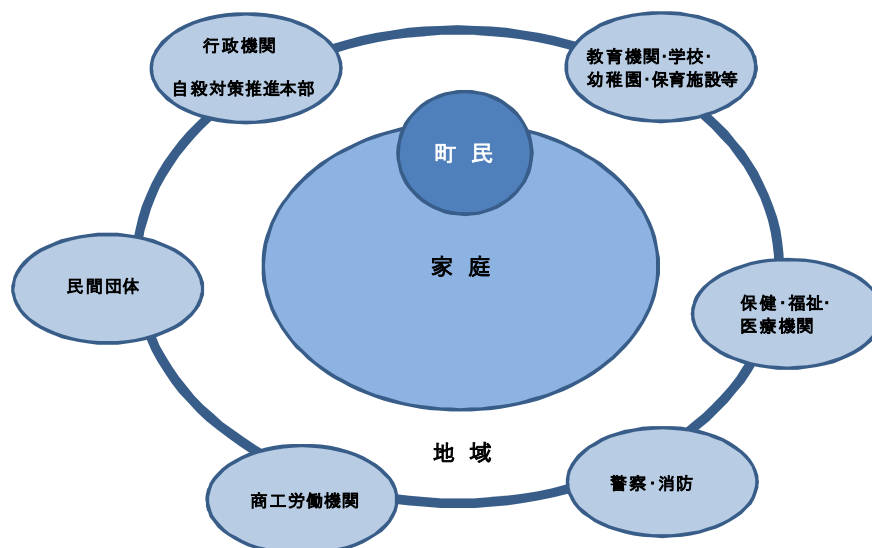
2 計画の推進体制

(1) 庁内体制

自殺対策の実効ある施策の推進を図るため、庁内に町長を本部長とした「利府町自殺対策推進本部」を設置し、全庁的な連携体制を構築し関連施策の推進を図ります。さらに推進本部に専門的な検討及び調査を行い、また、自殺対策事業の円滑かつ効率的な推進に資するため、ワーキンググループを設置し事業の推進を図ります。

(2) 外部団体との連携

自殺対策は、家庭や学校、職域、地域など社会の全般に関係しており、総合的な対策を進めるためには、多分野の関係者による連携と協力のもとに、効果的な施策を推進していく必要があります。このため、幅広い関係機関・団体で構成する「利府町自殺対策ネットワーク会議」を設置し、官民一体となった自殺対策を推進していきます。



3 関係機関の役割分担

(1)町の役割

町民に身近な存在として、相談窓口の充実と周知、各種のスクリーニングの実施と個別支援の充実、自殺対策計画の策定、実施と検証のPDCAサイクルの運営など、全庁を挙げて対策の主要な推進役を担います。

(2)宮城県の役割

総合的かつ効果的な自殺対策の推進を図るため、宮城県自死対策推進会議等の意見を踏まえた「宮城県自死対策計画」を策定するとともに、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けた各主体の取り組みを支援します。

また、宮城県自死対策推進センターや各保健所を通じて、市町村が行う自殺対策計画の策定を支援するほか、ハイリスク者の相談や自殺により残された家族に対する支援を行うとともに、広く自殺に関する正しい理解の普及に努めます。

(3)教育関係者の役割

児童生徒の心とからだの健康づくりや、生きる力を高めるための教育、自殺予防のための教職員の研修等により、子どもたちの自殺予防の取り組みを進めます。

(4)職域の役割

仕事における強いストレスや不安を抱えている従業員に対するメンタルヘルスケアの取り組みを一層推進し、ストレスの要因となる職場環境の改善や、うつ病の早期発見と早期治療などへの取り組みを進めます。

(5)関係団体の役割

自殺対策には、その背景にある複合的な要因への対策が重複する部分が少なくありません。このため、関係団体においては、相互に緊密な情報交換を行いながら、連携した取り組みを進めます。

(6)町民の役割

町民一人ひとりが自殺対策に関心を持ち、理解を深めることが必要です。身近な人が悩んでいる場合に、早めに自殺のサインに気づき、気になったら「声をかける」、「話をよく聴く」、「必要な相談先に寄り添いながらつなぐ」ことが大切です。

※本計画の統計等における「年」、「年度」の表記は、人口動態関係を「年」、それ以外を「年度」で記載しています。

資料編

○町の自殺対策関連事業一覧（生きる支援関連施策）

主な事業名	自殺の視点を加えた事業案	担当
(1) 地域におけるネットワークの強化		
利府町いじめ問題対策連絡協議会との連携	利府町いじめ防止基本方針に基づき、児童生徒のいじめの防止、早期発見及びいじめへの対処に関する対策を推進する、また、構成団体との自殺対策の情報共有が図れる。	学校教育班
児童虐待防止ネットワーク事業	要保護児童や要支援児童の家庭に対し、地域で連携し、見守りや支援を行うことで、児童、保護者の精神的な不安や負担の軽減が図れる。	子ども未来班
子育て世代包括支援センター事業	妊娠期から育児期の相談を受けることで、不安やイライラ等の解消を図り、また、必要な場合には専門機関による支援につないだりするなど、支援の接点となり得る。	健康づくり班
民生委員児童委員事業	地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口として機能し得る。また、相談の窓口である民生委員児童委員のスキルアップとして、こころのサポーター養成事業の事業を進める。	福祉班
保健協力員事業	知識の啓発、普及及び支援が必要な方に気づき、つなぐ機能となり得る。	健康づくり班
家庭児童相談事業	育児不安の解消を図ることで、ストレスの軽減が図れる。	子ども未来班
児童クラブ運営事業	児童クラブでは、入所児童の状況変化を常に把握しており、日常の様子に変化がある時は、児童や保護者に声掛けをするなどの対応をしている。	子ども未来班
児童等手当及び医療費給付及び支給事務 ・母子父子家庭等医療費助成事務 ・養育医療給付事業	家族との離別・死別、貧困等、多くの問題を抱えていることが多い方に対し手当等の申請機会を自殺リスクが高い方との接触窓口として活用し得る。	保険年金班
保険及び医療事務 ・国民健康保険事業 ・後期高齢者医療事業	健康面での問題を抱えた方も多いことから、各種申請時、保健事業を通して自殺リスクの高い方との接触窓口として活用し得る。	保険年金班
スクールソーシャルワーカー配置事業	スクールソーシャルワーカーによる関係機関とも連携した包括的な支援は、さまざまな課題を抱えた児童生徒の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	学校教育班
被災者健康支援事業	災害等により家族や基本的な生活基盤の喪失による不安等は自殺リスクを抱える危険がある。保健師等の専門職の支援を継続することで自殺リスクの軽減につながる。	健康づくり班

主な事業名	自殺の視点を加えた事業案	担当
住宅管理事業	公営住宅や災害公営住宅の居住者や入居申込者は、生活困窮や低収入など、生活面で困難や問題を抱えていることが少なくないため、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民に接触するための、有効な窓口となり得る。	施設管理班
収納業務事業	納税相談に訪れた方は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする可能性が高いため、必要に応じて他の相談窓口を案内することにより、さまざまな支援につなげられる可能性がある。	収納整理班
災害救助事業	災害等により基本的な生活基盤の喪失の恐れや不安は自殺リスクを高めることになりかねないことから、きめ細やかな相談や必要に応じ、適切な支援先へとつなぐ。	福祉班
障がい者への支援 ・障害者手帳等申請交付事業 ・自立支援医療給付事業 ・障害福祉サービス事業 ・障害児通所支援事業 ・地域生活支援事業	当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	福祉班
人権・更生保護事業	対象者がさまざまな問題を抱えている場合には、相談者である保護司や人権擁護委員が適切な支援先へとつなぐ等の対応を取れるようになる可能性がある。 自殺のリスクが高い人の情報をキャッチし、支援につなぐための機会、接点となり得る。	福祉班
生活保護等相談事業	生活相談等の相談対応において、自殺対策の視点も加えて、問題を抱えた地域住民の早期発見と支援の推進を図ることができる。	福祉班
地方総合戦略推進事業(利府町まち・ひと・しごと創造ステーション運営等業務)	tsumiki内での自殺対策啓発チラシの設置や、イベント、セミナーの実施、起業創業相談支援における自殺対策の市民活動に対する助言等。	政策班
(2) 自殺対策を支える人材の育成		
ゲートキーパー養成事業	自殺予防啓発により、自らこころの健康について考える機会をつくる。研修会を実施することで、自殺の危機を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人を増やす。	健康づくり班
職員研修事業	職員に対する管理職や担当者向けの外部研修の案内。	人事法令班
民生委員児童委員事業(再掲)	地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口として機能し得る。また、相談の窓口である民生委員児童委員のスキルアップとして、こころのサポーター養成事業の事業を進める。	福祉班

主な事業名	自殺の視点を加えた事業案	担当
保健協力員事業(再掲)	知識の啓発、普及及び支援が必要な方に気づき、つなぐ機能となり得る。	健康づくり班
高齢者の見守り支援への取り組み ・一人二人暮らし高齢者訪問事業 ・食の自立支援事業 ・ひとり暮らし緊急通報システム事業	高齢者の状態確認をし、異常があれば関係機関につなぐ等、支援のきっかけとして活用し得る。	長寿介護班
(3) 住民への周知と啓発		
青少年教育・成人教育事業	各種会議、総会、式典等において、チラシやパンフレットを配布し、青少年層が抱える問題や自殺の危機等に関する情報を提供することで、理解を深めてもらう機会となり得る。	生涯学習振興班
こころの体温計事業	携帯電話やインターネットを使って、気軽に自分や身近な方の心の健康状態を確認できる環境整備及び悩みに応じた相談窓口を周知する。	健康づくり班
地方総合戦略推進事業(利府町まち・ひと・しごと創造ステーション運営等業務)(再掲)	tsumiki内での自殺対策啓発チラシの設置や、イベント、セミナーの実施、起業創業相談支援における自殺対策の市民活動に対する助言等。	政策班
広報・広聴事業	自殺対策の啓発記事の発信により、住民への周知が可能。	総務管理班
「十符の里一利府」フェスティバル事業	PRブースや参加コーナーを活用し、自殺対策に関する展示、資料の配布などを行うことで、来場者への啓発の機会となり得る。	地域協働班
コミュニティーセンター管理事業	コミュニティーセンターを啓発活動の拠点とし、自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際に連携できれば、住民に対する情報提供の場として活用し得る。	地域協働班
図書館運営事業	自殺対策強化月間や自殺予防週間の啓発として連携していくことは可能。 施設が拡充されれば、自宅、学校や職場に次ぐ「居場所」として機能し得る。	図書振興班
母子保健 ・母子健康手帳交付及び妊婦面接 ・新生児訪問 ・乳幼児健康診査	妊娠期から育児期の相談、保健指導等により産前産後のメンタルヘルスや育児の不安等についての支援を実施し、また、必要な場合には専門機関による支援につないだりするなど、支援の接点となり得る。	健康づくり班
(4) 生きることへの促進要因への支援		
家庭児童相談事業(再掲)	育児不安の解消を図ることで、ストレスの軽減が図れる。	子ども未来班
子育て支援センター事業	育児不安解消や友達づくりの場となっており、育児負担によるストレスの軽減が図れる。	子ども未来班

主な事業名	自殺の視点を加えた事業案	担当
児童クラブ運営事業(再掲)	児童クラブでは、入所児童の状況変化を常に把握しており、日常の様子に変化がある時は、児童や保護者に声掛けをするなどの対応をしている。	子ども未来班
ファミリーサポート事業	子育て家庭へのボランティアによる育児支援を行うことで、育児負担の軽減が図れる。	子ども未来班
土曜日における子どもの居場所づくり事業	町内6小学校のさまざまな学年の子どもたちが、学校とは違うコミュニティで、自主的な「あそび」や交流活動を通して、自分の役割や有効性を見出すことができれば、自己有用感の醸成等に寄与し得る。	生涯学習振興班
メンタルヘルス対策事業	職員に対してのメンタルヘルス対策の実施	人事法令班
被災者健康支援事業(再掲)	災害等により家族や基本的な生活基盤の喪失による不安等は自殺リスクを抱える危険がある。保健師等の専門職の支援を継続することで自殺リスクの軽減につながる。	健康づくり班
住宅管理事業(再掲)	公営住宅や災害公営住宅の居住者や入居申込者は、生活困窮や低収入など、生活面で困難や問題を抱えていることが少なくないため、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民に接触するための、有効な窓口となり得る。	施設管理班
収納業務事業(再掲)	納税相談に訪れた方は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする可能性が高いため、必要に応じて他の相談窓口を案内することにより、さまざまな支援につなげられる可能性がある。	収納整理班
災害救助事業(再掲)	災害等により基本的な生活基盤の喪失の恐れや不安は自殺リスクを高めることになりかねないことから、きめ細やかな相談や必要に応じ、適切な支援先へとつなぐ。	福祉班
障がい者への支援(再掲) ・障害者手帳等申請交付事業 ・自立支援医療給付事業 ・障害福祉サービス事業 ・障害児通所支援事業 ・地域生活支援事業	当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	福祉班
人権・更生保護事業(再掲)	対象者がさまざまな問題を抱えている場合には、相談者である保護司や人権擁護委員が適切な支援先へとつなぐ等の対応を取れるようになる可能性がある。 自殺のリスクが高い人の情報をキャッチし、支援につなぐための機会、接点となり得る。	福祉班
生活保護等相談事業(再掲)	生活相談等の相談対応において、自殺対策の視点も加えて、問題を抱えた地域住民の早期発見と支援の推進を図ることができる。	福祉班
健康相談事業	心身の問題に関する詳しい聞き取り、直接支援を行ったり、必要な場合には専門機関による支援につなぐなど支援への接点となり得る。	健康づくり班

主な事業名	自殺の視点を加えた事業案	担当
精神保健 ・訪問 ・来所相談 ・電話相談等	保健師等による相談事業、心の健康や精神疾患の正しい知識の啓発普及等により、自殺リスクの軽減につながる。	健康づくり班
介護予防・生活支援サービス	閉じこもり高齢者や孤立状態にある高齢者を把握する機会となり得ること、デイサービスに通うことで閉じこもり予防につながる。サービス提供者から利用者の状態異常があれば、関係機関につなぐ等の支援のきっかけとなることが期待される。	長寿介護班
介護予防の取り組み ・高齢者のためのウォーキング教室 ・介護予防体操教室 ・男性のための健康教室	教室や地域活動等に参加することで閉じこもり予防や住民同士での見守りにつながるきっかけとなり得る。	長寿介護班
介護者等支援の取り組み ・認知症サポーター養成講座、フォローアップ講座 ・介護予防サポーター養成講座・フォローアップ講座 ・介護者のつどい ・認知症カフェ	介護を要する方やその家族に対する見守りが推進されたり、関係機関につなぐ等の支援のきっかけとなることが期待される。	長寿介護班
高齢者の居場所づくりへの取り組み ・高齢者居場所づくり活動支援事業 ・ふれあいオープンスクール活動支援事業 ・いきいきシニアのお元気サロン ・老人福祉センター運営事業	高齢者が集まれる居場所づくり活動を展開すること、活動の場へ参加することで閉じこもり予防や住民同士による見守りの機会になり、必要時、関係機関につないだりの支援のきっかけになり得る。	長寿介護班
高齢者の見守り支援への取り組み(再掲) ・一人二人暮らし高齢者訪問事業 ・食の自立支援事業 ・ひとり暮らし緊急通報システム事業	高齢者の状態確認をし、異常があれば関係機関につなぐ等、支援のきっかけとして活用し得る。	長寿介護班
無料法律相談事業	法律上の相談や相談窓口の案内	人事法令班
公民館活動事業	公民館教室などを通して、さまざまな体験をすることにより、自分の役割や有効性を見出すことができれば、自己有用感の醸成等に寄与し得る。	生涯学習振興班
(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育		
心のケアハウス事業	不登校等の児童生徒にとって安心できる場所であるとともに、学校復帰に向けての教育相談や進路指導をはじめ、児童生徒一人ひとりの心のケアや学習環境の整備の強化を図る。	学校教育班

主な事業名	自殺の視点を加えた事業案	担当
児童クラブ運営事業(再掲)	児童クラブでは、入所児童の状況変化を常に把握しており、日常の様子に変化がある時は、児童や保護者に声掛けをするなどの対応をしている。	子ども未来班
スクールソーシャルワーカー配置事業(再掲)	スクールソーシャルワーカーによる関係機関とも連携した包括的な支援は、さまざまな課題を抱えた児童生徒の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	学校教育班

○利府町自殺対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)の基本理念に基づき、生きるための包括的な支援を推進することにより、本町における自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、利府町自殺対策推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策の推進に係る計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (4) 自殺対策に関する関係行政機関及び関係団体との連携の強化に関すること。
- (5) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は町長の職にある者を、副本部長は副町長及び教育長の職にある者をもって充てる。

3 本部員は教育次長、会計管理者、課(室)長及び局長の職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を統括し、推進本部を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長がその議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 推進本部に専門的な検討及び調査を行い、自殺対策象事業の円滑かつ効率的な推進に資するため、ワーキンググループを設置する。

2 ワーキンググループの委員は、班長の職にある者(班長を置かない部署においては、課長等が指定する者)をもって充てる。

3 ワーキンググループは、委員長、副委員長及び委員で組織し、委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員の中から委員長が指定するものとする。

4 ワーキンググループは、必要に応じ委員長が招集し、会議を主宰する。

5 ワーキンググループで調整された審議事項の結果は、委員長が推進本部に報告するものとする。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月15日から施行する。

○利府町自殺対策推進本部員名簿

No.	所属	役職	氏名	備考
1	町長		熊谷 大	
2	副町長		伊藤 三男	
3	教育長		本明 陽一	
4	教育次長		佐藤 博昭	
5	会計管理者兼会計室長		小幡 純一	櫻井 やえ子 (平成30年6月まで)
6	総務課	課長	折笠 浩幸	
7	政策課	課長	櫻井 昭彦	小幡 純一 (平成30年6月まで)
8	財務課	課長	高橋 三喜夫	
9	税務課	課長	阿部 智子	
10	町民課	課長	伊藤 智	
11	生活安全課	課長	櫻井 浩明	
12	保健福祉課	課長	伊藤 文子	菅井 百合子 (平成30年6月まで)
13	子ども支援課	課長	菅井 百合子	阿部 義弘 (平成30年6月まで)
14	都市整備課	課長	菅野 勇	櫻井 昭彦 (平成30年6月まで)
15	産業振興課	課長	阿部 義弘	高橋 徳光 (平成30年6月まで)
16	上下水道課	課長	鈴木 啓義	大友 政一 (平成30年6月まで)
17	収納対策室	室長	鈴木 真由美	高橋 信 (平成30年6月まで)
18	文化複合施設推進室	室長	庄子 敦	菅野 勇 (平成30年6月まで)
19	教育総務課	課長	庄司 幾子	
20	生涯学習課	課長	高橋 徳光	庄子 敦 (平成30年6月まで)
21	議会事務局	事務局長	鈴木 則昭	
22	監査・選管事務局	事務局長	庄司 英夫	鈴木 正敏 (平成30年6月まで)
23	震災復興推進室	室長		村田 政文 (平成30年6月まで)

○利府町自殺対策推進本部ワーキンググループ委員名簿

No.	所 属	班 名	氏 名	備考
1	総 務 課	総 務 管 理 班	嶋 正美	
2		人 事 法 令 班		
3	政 策 課	政 策 班	鎌田 功紀	
4		地 域 協 働 班		
5	財 務 課	財 政 経 営 班	後藤 仁	
6		管 財 契 約 班		
7	税 務 課	町 民 税 班	太田 健二	
8		固 定 資 産 税 班		
9	町 民 課	戸 籍 住 民 班	高橋 活博	
10		保 険 年 金 班		
11	生 活 安 全 課	環 境 生 活 班	鎌田 輝久	
12		防 災 安 全 班		
13	保 健 福 祉 課	福 祉 班	小畑 香代	
14		健 康 づ く り 班		
15		長 寿 介 護 班		
16	子 ど も 支 援 課	子 ど も 支 援 班	鈴木 久仁子	
17		子 ど も 未 来 班		
18	都 市 整 備 課	都 市 整 備 班	近江 信治	
19		施 設 管 理 班		
20		復 興 推 進 班		
21	産 業 振 興 課	農 林 水 産 班	櫻井 新也	櫻井 清喜 (平成30年12月まで)
22		商 工 観 光 班		
23	上 下 水 道 課	経 営 班	佐藤 浩幸	
24		工 務 班		
25	収 納 対 策 室	収 納 整 理 班	福島 俊	
26	文 化 複 合 施 設 推 進 室	文 化 複 合 施 設 推 進 班	上野 昭博	
27	会 計 室	会 計 班	星 浩幸	
28	教 育 総 務 課	総 務 給 食 班	佐々木 辰巳	
29		学 校 教 育 班		
30	生 涯 学 習 課	生 涯 学 習 振 興 班	佐藤 浩	
31		ス ポ ー ツ 振 興 班		
32		図 書 振 興 班		
33	議 会 事 務 局		土屋 俊介	
34	監 査 ・ 選 管 事 務 局		櫻井 涉	

○利府町自殺対策計画策定経過

開催日時	会議名称等	概要
平成30年 6月19日(火)	第1回利府町自殺対策推進本部会議	計画策定について 計画策定のスケジュールについて
平成30年 7月25日(水)	第1回利府町自殺対策推進本部ワーキンググループ	計画策定について 計画策定のスケジュールについて
平成30年 8月	事業棚卸し実施	町の実施するすべての事業について、自殺対策事業との関連性を検証
平成30年10月17日(水)	第2回利府町自殺対策推進本部ワーキンググループ	計画骨子(案)について
平成30年11月 7日(水)	第2回利府町自殺対策推進本部会議	計画骨子(案)について
平成30年12月19日(水)	第3回利府町自殺対策推進本部ワーキンググループ	計画(案)について
平成31年 1月10日(水)	第3回利府町自殺対策推進本部会議	計画(案)について
平成31年1月17日(木) ～平成31年2月15日(金)	パブリックコメントの実施	意見なし
平成31年2月22日(金)	第4回利府町自殺対策推進本部ワーキンググループ	
平成31年2月26日(火)	第4回利府町自殺対策推進本部会議	承認

○自殺のサイン(自殺予防の十箇条)

次のようなサインを数多く認める場合は、自殺の危険が迫っています。

- 1 うつ病の症状に気をつけよう(気分が沈む、自分を責める、仕事の能率が落ちる、決断できない、不眠が続く)
- 2 原因不明の身体の不調が長引く
- 3 酒量が増す
- 4 安全や健康が保てない
- 5 仕事の負担が急に増える、大きな失敗をする、職を失う
- 6 職場や家庭でサポートが得られない
- 7 本人にとって価値のあるもの(職、地位、家族、財産)を失う
- 8 重症の身体の病気にかかる
- 9 自殺を口にする
- 10 自殺未遂におよぶ

出典：内閣府『自殺対策白書 平成20年版』

利府町自殺対策計画

平成31年3月

編集 / 宮城県利府町 保健福祉課

〒981.-0133

宮城県宮城郡利府町青葉台一丁目32番地

TEL(022)356-1334 FAX(022)356-1303
